

五島市競争入札参加者手引き

(平成27年4月1日適用)

(令和4年10月3日一部改正)

(令和4年12月1日一部改正)

この手引きは、五島市が行う一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)における入札・契約その他の取扱いについて、地方自治法、地方自治法施行令、五島市財務規則及び五島市建設工事執行規則に定めのあるもの、その他の競争入札に係る手続きを示し、競争入札に参加しようとする者の便宜を図り、もって適正な競争入札の実施に資することを目的とする。

1 一般競争入札参加の申出

一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告等により公示された期日までに、競争入札参加資格申請書の当該公示で指定した書類を添えて契約担任者に提出し、競争参加資格の審査を受けなければならない。

2 入札保証金等

- (1) 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に入札金額(単価による入札にあつては、入札金額に予定数量を乗じて得た額とする。)(税込み)の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金の納付に代わる国債、地方債等の担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。
- (2) 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金の全部又は一部を納付しない場合は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。
- (3) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、また、落札者以外の者に対しては入札手続終了後にその領収書又は保管証書と引換えにこれを還付する。

3 損害賠償金

落札者が契約を締結しないときは、入札見積金額(税込み)の100分の5を納付すること。

4 入札等

- (1) 入札に当たっては、仕様書、設計図書、現場等の内容を十分精査しなければならない。
- (2) 前項の場合において、入札参加者は、仕様書及び設計図書等に疑義があるときは、書面にて説明を求めることができる。
- (3) 入札書に必要事項を記載して、記名押印のうえ、封をして、入札執行通知書等に指示した日時及び場所においてこれを提出しなければならない。
- (4) 入札書の記載内容について訂正をしたときは、当該個所に訂正印を押さなければならない。ただし、首標金額の訂正は、これを認めない。
- (5) 代理人による入札の場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。(代理人の記名、押印がない場合は無効)

(6) 入札書に押印する印鑑は、届出済の印鑑を使用すること。

5 代理人の制限

入札参加者(代理人を含む。)は、自己が参加する入札への他の入札参加者の代理人となることができない。

6 入札書の書換等の禁止

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

7 入札の辞退

(1) 指名を受けた者は、入札手続きが終了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。

①入札日の前日までに財政課へ連絡をし、速やかに入札辞退届及び送付書類を財政課へ持参、又は郵送して行うものとする。

② 入札執行中にある場合は、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(4) 無断で入札を辞退した場合、次回、同類の入札があった時に指名しないことがある。

8 公正な入札の確保

入札参加者は、入札の公正を阻害する行為その他法令に抵触する行為を行ってはならない。

9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。

(8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(9) 入札書に記名押印がないとき(署名のみのときを含む。)、その他必要な記載事項を確認できないとき。

(10)入札書の首標金額が訂正されているとき。

10 入札の延期又は取りやめ

(1) 入札当日の気象条件(大雨、大雪、台風接近等)から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。

(2) 入札参加者が連合し、又は不正若しくは不当な行為をなす場合等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者の入札の参加を拒み、又は入札執行を延期し若しくは取りやめることがある。

1 1 開 札

- (1) 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

1 2 再度入札等

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 前項の再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 第一回目の入札において、無効となった者は、再度入札に参加することができない。

1 3 落札者（落札候補者）の決定

- (1) 落札者（落札候補者）は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、工事又は製造の請負の競争入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり著しく不相当と認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者（落札候補者）とすることがある。
- (2) 工事又は製造の請負の競争入札において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、最低の価格をもって入札をした者を落札者（落札候補者）とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札をした者を落札者（落札候補者）とする。

1 4 同価の入札者が2人以上ある場合の落札者（落札候補者）の決定

- (1) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者（落札候補者）を決定する。
- (2) 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

1 5 契約書等の作成

- (1) 落札者（落札候補者）は、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書案（請書又は承諾書を含む。以下同じ）を作成し、これに記名押印のうえ、契約担任者に提出しなければならない。ただし、特別な理由によりこの期間内に契約書案を提出できないときは、契約担任者の承諾を得なければならない。
- (2) 前号の規定に関わらず、協議のうえ、契約担任者が契約書案を作成する場合は、落札決定の通知をした日から起算して7日以内に契約書案を作成し、これに記名押印のうえ契約締結するものとする。

16 議会の議決に付すべき契約

議会の議決に付すべき契約については、五島市議会の議決後、その旨を落札者に通知したときに本契約となるものとする。

17 契約保証金等

(1) 落札者は、契約書案(請書又は承諾書を含む。)の提出時に契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)(税込み)の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金の納付に代わる国債、地方債等の担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

(2) 落札者は、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

18 契約の確定

契約書の作成を要する場合の当該契約は、契約担任者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

19 契約書の作成の省略

(1) 契約書の作成を省略する場合は、落札決定の通知時にその旨を指示する。

(2) 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、請書又は承諾書を徴する。

20 異議の申立

入札した者は、入札後、仕様書、設計図書、現場等の内容が不明確であったことを理由として異議を申立てることはできない。

21 補則

この手引きに疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。